

# 大阪市中央卸売市場

## 経営計画 2021

【令和7年度改訂版】



本場



東部市場

中央卸  
売大阪  
市場市

令和8年3月

大阪市中央卸売市場

## 1. 位置付け

大阪市中心卸売市場では、青果・水産物・加工食料品を扱う市場として本場を、青果・水産物を扱う市場として東部市場を、食肉を扱う市場として南港市場を設置しています。

この3市場のうち、本場と東部市場について企業会計方式を導入しており、「中央卸売市場事業会計」として事業を展開しています。

「中央卸売市場事業会計」について、令和3年度から10年間の経営の基本計画として、令和3年3月に「大阪市中心卸売市場経営計画2021」（以下、「経営計画」）を策定し、計画期間の中間年度にあたる令和7年度に経営計画の見直しを行いました。

この「経営計画」は、総務省から策定を要請されている中長期的な基本計画である「経営戦略」として、本場、東部市場の将来における投資計画や諸施策を明らかにし、持続性を確保するための改革の取組と収支見通しを織り込んで、取りまとめたものです。

今後も、この「経営計画」に基づき、大阪市中心卸売市場が市民・消費者に対して安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという社会的役割・機能を持続的に発揮していくために必要な事業経営に取り組みます。

## 2. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

## 3. 進捗管理及び見直しについての考え方

### (1) 進捗管理の考え方

大阪市では、PDCAサイクルにより、各局が重点的に取り組む経営課題と課題への対応策となる具体的取組を明らかにすることとしており、そのツールとして当局では、「中央卸売市場事業会計事業レポート」、「局運営方針」を毎年度作成しています。

「経営計画」策定後については、毎年度作成する事業レポート等を用いて、大阪市中心卸売市場自らが定期的に進捗管理を行うとともに、具体的取組を評価し、新たなリスクやニーズを踏まえ、次年度の具体的取組に反映させることとします。

### (2) 見直しの考え方

「経営計画」策定時において、全取組期間（10年間）にわたり、生鮮食料品の流通動向を正確に予測することや、技術革新、物価変動などが事業や経営に与える影響をすべて正確に見極め、収支見通しを見込むことは難しいと考えられます。

よって、経営計画期間における収支シミュレーションでは、過去の実績を参考とした予測可能な見通しと、業務効率化の取組を前提に試算しました。

また、別途、今後 10 年間の収支シミュレーションを作成し、令和 8 年度からは毎年度、将来の収支状況等を予測し、市場の経営状況を確認していきます。

今後については、計画期間が終了する令和 12 年度を目途に、外部環境の変化や取組の進捗状況等の検証を行い、新たに経営計画を策定することとします。

# 目 次

はじめに	1
第1 大阪市中央卸売市場の概要	3
1 中央卸売市場とは	3
2 大阪市中央卸売市場の概要	4
(1) 大阪市中央卸売市場の概要	4
(2) 大阪市中央卸売市場の沿革	5
(3) 開設者としての大阪市の市場運営	8
ア 市場施設の整備並びに管理運営	8
イ 公正公平な取引の確保	9
ウ 食の情報発信	9
3 取扱数量・金額の動向	10
(1) 全国の中央卸売市場との取扱比較	10
(2) 取扱数量・金額の推移	10
第2 大阪市の目指す市場	11
1 国の卸売市場行政の動向	11
(1) 経過	11
(2) 平成30年度の大改正	11
(3) 国によって示された中央卸売市場の重要性	12
2 大阪市としての対応	13
(1) 国の動きを受けて	13
(2) 条例改正と「中央卸売市場」の認定	13
3 大阪市の役割	14
(1) 開設者の責務	14
(2) 開設者の取組	14
第3 開設者としてのこれからの取組	15
1 市場の経営改善	15
(1) 収入の確保	16
ア 本場業務管理棟の入居促進	16
イ 資産の有効活用	16

(2) 経費の節減	1 6
ア 業務の効率化	1 6
イ 民間資金の導入	1 6
ウ 投資的経費の選択と集中	1 8
(3) 職員の意識醸成	1 8
2 市場の基本機能の強化	1 9
(1) 品質管理及び衛生管理の高度化	1 9
(2) 老朽化施設・設備の更新、長寿命化等	2 0
ア 老朽化設備の更新	2 1
イ 長寿命化の推進	2 2
ウ 本場西棟	2 3
エ 東部市場加工食料品売場棟	2 5
(3) 市場内事業者に対する指導監督等	2 7
ア 卸売業者に対する指導監督	2 7
イ 仲卸業者に対する指導監督及び支援	2 7
(4) 市場機能に関する情報発信	2 7
ア 市場の役割・機能の普及啓発事業	2 8
イ 食育事業	2 8
第4 今後の収支見通し	3 1
1 現状認識	3 1
2 平成28年3月公表の収支見込の振り返り	3 1
(1) 民間活力の活用による経費の削減	3 2
ア 民間活力の活用（業務委託の拡充、指定管理者制度の導入検討）	3 2
イ 官民の役割分担による施設機能の充実	3 2
(2) 企業債残高の削減	3 2
ア 補助金等の外部資金の活用	3 2
イ 資本費平準化債の発行	3 3
ウ 企業債残高の削減	3 3
3 「経営計画」の中間振り返り	3 4
4 収支のシミュレーションの前提条件及び内容	3 6
5 中央卸売市場事業会計収支シミュレーション	3 8

# 大阪市中央卸売市場 経営計画

## はじめに

大阪市中央卸売市場は、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を行う流通の拠点施設であるとともに、大阪経済における産業基盤として重要な存在であり、大都市の基本インフラとしての役割・機能を発揮し、市民・消費者の食生活の安定に寄与しています。

平成 21 年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されたことにより、当時、資金不足比率が 20%を超えていた大阪市中央卸売市場事業会計においては、経営健全化計画の策定が必要となり、財政の健全化が求められました。

中央卸売市場の開設者としての大阪市では、その社会的役割・機能を持続的に発揮していくため、今日まで、経営基盤の安定化に重点的に取り組み、民間活力の活用による市場の管理運営の効率化や市場機能の向上・競争力の強化に向けた取り組みを進めてきたところで

す。それらの取組等により、平成 22 年3月に策定した「経営健全化計画」については、計画の1年前倒しとなる平成 27 年度決算で達成していますので、国の地方公営企業の経営健全化の基準においては、平成 27 年度決算以降は、法律上、中央卸売市場事業会計は健全な会計となっています。

しかし、中央卸売市場事業会計においては依然として350億円の累積欠損金を計上しており、厳しい収支状況となっています。

また、損益計算書上は、本場大規模整備事業や東部市場再整備事業に伴う企業債利息の償還や減価償却費の負担、令和6年度より開始した本場西棟のアスベスト対策工事の影響などにより、当年度損失が生じる年度もあることから、地方公営企業法等の趣旨を踏まえ、黒字化に向けた取組を積極的に行っていく必要があります。

冒頭記載のとおり、中央卸売市場が担っている社会的役割・機能を安定的かつ持続的に発揮していくためには、経営基盤を強化し、適正かつ健全な市場運営を引き続き確保する必要があります。

よって、引き続き①「収支における安定した単年度黒字化」と②「資金不足比率を 20%未満に抑制」を具体的な目標として設定し、各種取組を進めつつ、生鮮食料品の流通の拠点施設として、さらには大都市の基本インフラとしての市場機能の維持・強化を図るため、運営の効率化、競争力の強化、取引の活性化などに取り組んでいきます。

## 第1 大阪市中央卸売市場の概要

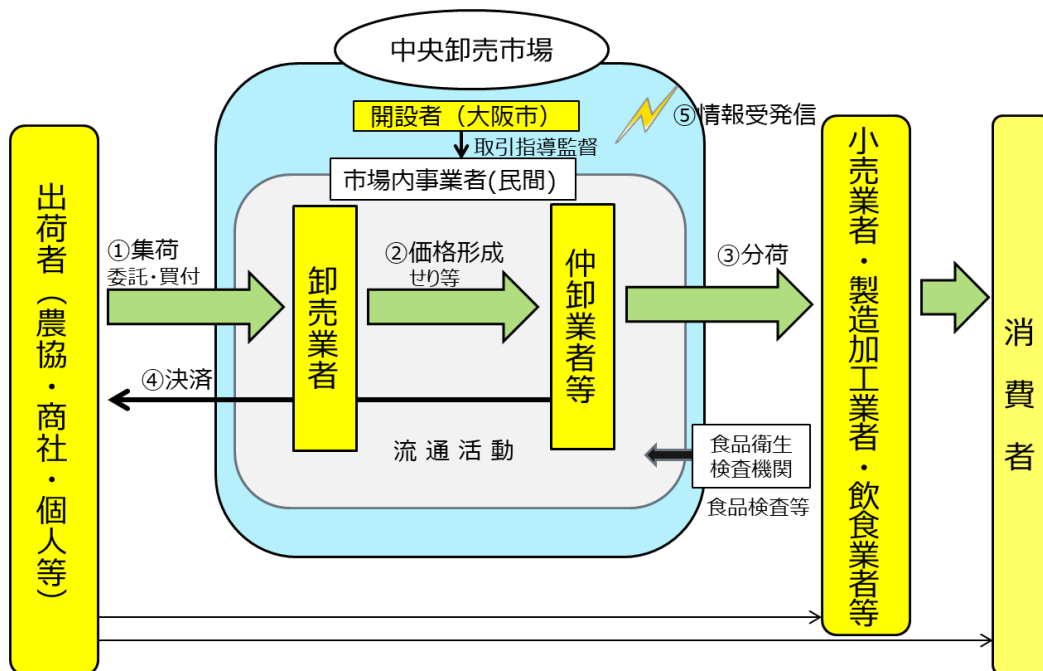
### 1 中央卸売市場とは

中央卸売市場は、私たちの日常生活に欠くことのできない野菜・果実、水産物、食肉類などの生鮮食料品について、産地からの計画的な集荷に努め、公正な値決めを行い、市民等消費者に安定して供給するという生鮮食料品流通において中心的な役割を担っています。

その中央卸売市場は、市場の適正な運営を図るために制定された卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認定を受けて開設・運営しているものであり、生鮮食料品の基幹的流通機構として、国内外から多種多様な品目を豊富に品揃える「集荷機能」、せりや相対により需給バランスや品質の優劣などを考慮しながら公正な評価による透明性の高い価格を形成する「価格形成機能」、需要者のニーズに応じて迅速かつ効率的に必要な種類と量を多数の小売業者等へ分配する「分荷機能」、販売代金の精算や出荷者への支払いを迅速かつ確実にを行う「決済機能」、入荷量や価格などの需給に関わる最新情報を収集し、インターネットなどにより提供を行う「情報機能」の5つの役割をもっています。

中央卸売市場では、開設者と卸売業者、仲卸業者等がそれぞれの役割を果たすことで、公正な取引の場として安定的に生鮮食料品を供給する市場の重要な機能を確保し、もって市民等消費者の生活の安定に寄与しています。

#### 【市場流通の仕組み】



## 2 大阪市中央卸売市場の概要

### (1) 大阪市中央卸売市場の概要

大阪市では、日常生活に欠くことのできない生鮮食料品について、産地から集荷し、公正な値決めを行い、市民等消費者に安定的に供給するため、流通の中核を担う施設として、大阪市中央卸売市場を開設しています。

青果・水産物・加工食料品を扱う総合市場として、昭和6年11月に福島区野田に本場を、昭和39年11月に東住吉区今林に東部市場を開場し、「卸売市場法」及び「大阪市中央卸売市場業務条例」等に基づき運営しています。

#### 【 大阪市中央卸売市場の概要 】

	本場	東部市場
取扱品目	青果物・水産物・加工食料品	青果物・水産物
開設年	1931年 (昭和6年)	1964年 (昭和39年)
所在地	福島区	東住吉区
敷地面積 建物延床面積	18万㎡ 31万㎡	11万㎡ 17万㎡
主な施設	卸売場、仲卸売場、駐車場、冷蔵庫、買荷保管・積込所、 倉庫、関連事業者営業所、管理事務所、業者事務所、加工施設	
年間取扱 (令和6年度)	54.8万トン 2,822億円	19.0万トン 999億円
卸売業者 (令和7年8月1日現在)	5者	3者
仲卸業者 (令和7年8月1日現在)	233者	77者

## (2) 大阪市中央卸売市場の沿革

生鮮食料品の市場が形成されたのは、豊臣秀吉が大坂城を築城した頃からであり、それ以来発展し、昭和の初期まで盛況を呈した大阪の名高い市場として、天満、ざこば、靱（うつぼ）、木津、難波などがありました。

第一次大戦が終わった大正7年頃は、経済情勢が不安定であったため、物価への影響を危惧した大阪市は、大正7年4月に公設小売市場を設置し、日用品の廉売と物価の安定を図りました。同年7月に起きた「米騒動」は、国民の食生活に影響が多であったことから、国においてもその対策を検討することとなり、本市の公設小売市場の設置に刺激され、生鮮食料品の取引の正常化、適正な価格形成を目的として、大正12年3月に中央卸売市場法が制定されました。

### 《本場の開設について》

本市においても、市民の食生活安定のために公設小売市場の親市場として、中央卸売市場の開設が必要であると判断し、調査委員会等を設置し検討を重ねました。その結果、水陸運ともに至便な福島区野田を最適地として決定し、全国に先がけて大正14年3月に国の認可を得て着工し、当時東洋一を誇る堂々たる総合市場として、昭和6年11月11日に現在の中央卸売市場（本場）が敷地面積約126,000㎡で開場しました。この開場と同時に従来から繁栄していた私設卸売市場については、ほとんどが中央卸売市場に吸収され、開場後1年間（昭和7年）の取扱量は39万トンに達しました。

また、第二次大戦終戦直後の統制中は、生鮮食料品の集荷配給機関として本来の市場機能を一時中断しましたが、統制の解除とともに、昭和25年5月から仲買制度の復活など再び本来の市場の姿に戻り、取扱量も45万トンまで回復しました。

一方、戦後の市内人口の回復とともに、周辺都市、近隣府県の人口も伸び、消費が激増し、大阪市内を対象とした消費市場であったものが、いわゆる集散市場の性格も色濃く併せ持つようになり、取扱量は毎年増加の一途をたどっていきました。

### 《東部市場の開設について》

本場の取扱量が毎年増加の一途をたどるとともに、輸送手段の大型化・高速化が急速に進み、市場施設が狭あい・過密となり、その打開策として昭和29年1月、市東南部にあたる東住吉区今林に第2中央卸売市場（東部市場）の建設計画を立て、敷地面積83,000㎡で、昭和33年11月より着工しました。建設にあたって、用地買収その他多くの課題がありましたが、昭和39年11月20日に施設が完成し、11月25日より業務を開始しました。

#### 《本場の拡張整備事業について》

昭和 39 年には、本場の取扱量も開場当時の 2 倍強の 82 万トンを超え、その後も毎年 1 割近くの増加を示し、昭和 45 年に 120 万トンに達したことから、取扱量の増加や自動車輸送の激増に対処し、また、老朽施設の改善と狭あい・過密打開のため、拡張整備事業（現在の市場西棟）を実施し、昭和 50 年 11 月に果実・乾物等の部門を、昭和 51 年 2 月に漬物売場をそれぞれ移転しました。

#### 《本場の大規模整備事業について》

しかし、本場開場から 60 年余りを経て、施設の老朽化が著しく、耐震構造の施設への建替えや、生鮮食料品等にかかる流通環境の変化や多種多様な消費者ニーズ、情報化の進展への対応が求められていたことから、食品流通の基幹的役割を十分果たすことができる機能を有するとともに、環境対策や衛生面に配慮した廃棄物の処理施設等を備えた近代的な市場を目指し、平成元年 9 月より抜本的な施設整備事業に着手しました。

平成 4 年 9 月に業務管理棟が竣工し、その後引続き市場棟（現在の市場東棟）及び関連棟の工事を進め、足掛け 10 年に及んだ現地建替が平成 14 年 11 月に完成しました。さらに、物流機能の強化を図るため、平成 15 年 6 月から配送加工棟の整備に着工し、平成 16 年 7 月に竣工しました。

#### 《本場のさらなる機能向上について》

また、近年、量販店等からの食の安全・安心に対応するニーズが高まり、仲卸業者において、コールドチェーンの確保や HACCP 対応の保冷库・加工場が求められていることから、業務管理棟北側に買荷保管積込所の整備を行い、令和 4 年度から供用開始しました。

#### 《東部市場の拡張整備事業について》

東部市場においては、取扱量の増加に伴い昭和 52 年 12 月に施設の拡張を行い、加工食料品売場を移転し、引き続き昭和 53 年 5 月から、仲卸売場棟の全面改築工事を実施し、昭和 56 年 3 月に完成しました。

さらに、平成 12 年 3 月に流通の効率化を図るために、加工機能と配送機能を一体化した配送加工センターを新設しました。

#### 《東部市場の再整備事業について》

しかし、施設の老朽化が著しく、機能的にも様々な課題があることから、これらの解消を図るとともに、今後ますます激しさを増すと予想される市場間競争に対応できる基盤整備が必要なため、「効率的な物流の創出」と「食の安全・安心への対

応」をコンセプトとして、市場機能の向上と競争力強化につながる整備をめざし、平成 19 年 7 月再整備事業に着手し、平成 24 年 4 月から一層機能的で使いやすい市場として生まれ変わりました。

この再整備事業では、青果卸売場棟の建替え、冷蔵庫棟及び関連棟の建替え再配置を行い、産地トラックの大型化に対応した荷受作業の円滑化、場内の車輛通行の改善策を講じるとともに、量販店等との取引にかかる荷さばき・出荷作業を円滑に行うためのゾーンも新たに設置しました。

また、水産卸売場を全面低温化するなど、品質・鮮度を保つための低温卸売場を拡大したほか、ごみドラムの新規導入により衛生面の強化を図りました。

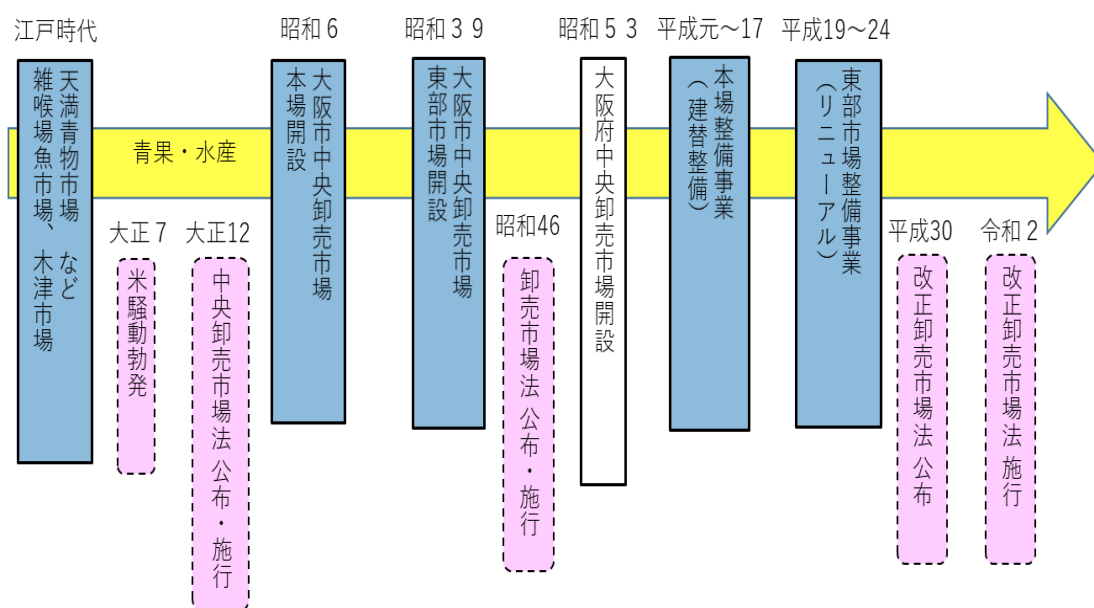
さらに、買出人駐車場には、雨や日差しを防ぐ大屋根を設置し、市場利用者への利便性の向上を図りました。

### 《平成 30 年度の卸売市場法大改正》

中央卸売市場法を前身とする卸売市場法については、昭和 46 年に制定されて以降、卸売市場の取引の細部にわたり、国が全国一律に規制してきましたが、食品流通の合理化を促す観点から抜本的な見直しが必要とされ、平成 30 年 6 月に改正、令和 2 年 6 月に施行されており、大阪市中心卸売市場においても、改正卸売市場法に基づく中央卸売市場の認定を受けました。

(『第 2 大阪市の目指す市場』参照)

### 【市場の沿革】



### (3) 開設者としての大阪市の市場運営

大阪市中央卸売市場における、開設者としての大阪市の役割は、市民・消費者の食生活の安定に資するため、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を行う流通の拠点施設としての機能を発揮していくことであり、そのために市場施設の整備並びに管理運営、公正公平な取引の確保、食の情報発信を行っています。

#### ア 市場施設の整備並びに管理運営

##### (→市場機能の向上、競争力の強化)

- 施設・設備の新設や改修

広大な敷地に重層建築物で市場運営に供する施設を設置し、また多くの設備を有しています。

設置にあたっては、取引実態に応じた規模及び機能を確保することとしており、設置から耐用年数が経過し、老朽化する機器等についても、順次、改修・更新を進めています。

- 施設・設備の保守、修繕などの維持管理

既存の施設・設備を適切に維持管理し、安定した施設・設備環境を提供することで場内事業者の円滑な取引実施に寄与しています。

性能及び機能の総合的な維持管理について、多くの部分を業務委託しています。

- 施設の環境整備

- 保安交通対策

産地と中央卸売市場、中央卸売市場と取引先の物流は主にトラック等の大型車両が使われており、また、中央卸売市場内における物の移動はフォークリフト等の特殊車両が使われ、短時間に多量の商品を捌く必要があるため、場内では車両が輻輳することになります。

そこで交通誘導等の保安交通対策のために警備業務を委託するとともに、業界と一体となって交通マナーの向上にも努めています。

- 衛生保持対策

中央卸売市場で取り扱われる生鮮食料品は、場内で加工される過程やパッケージの過程で大量の廃棄物が発生するため、場内の衛生保持対策として一般廃棄物搬出の業務委託を行っています。

また、日々の清掃・産業廃棄物処理等は場内業者で構成する団体が主体となり、本市も関与しながら衛生環境の維持に努めています。

## イ 公正公平な取引の確保

### (→法令に基づく各種規制等の取引指導監督)

- 卸売業者、仲卸業者等の経営の健全性の確保  
卸売業者に対しては財務検査を実施し、財務の健全性を確保するための指導を行うとともに、正確な財務諸表の作成の指導を行っています。  
また、仲卸業者に対しては経営状況の確認・評価を行い、経営状況が悪化した仲卸業者に対して経営改善に向けた指導・助言を行っています。
- 売買取引の適正性の確保  
中央卸売市場における効率的な流通や公正かつ透明な価格形成が行われるよう、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他関係者に対し、指導を行っています。

## ウ 食の情報発信

### (→市民等消費者へ中央卸売市場の役割や重要性、食の大切さについて情報発信)

- PR事業（市場機能・役割の普及啓発事業）  
市民（消費者）に対して、市場との交流を深めることにより、市場の機能や役割を知ってもらい、市場の重要性、安全性への関心を高めています。
- 食育事業  
市民等消費者に対して、食育を推進することにより、食の大切さ、大事さを知ってもらい、生鮮食料品への関心を高め、消費喚起に寄与しています。

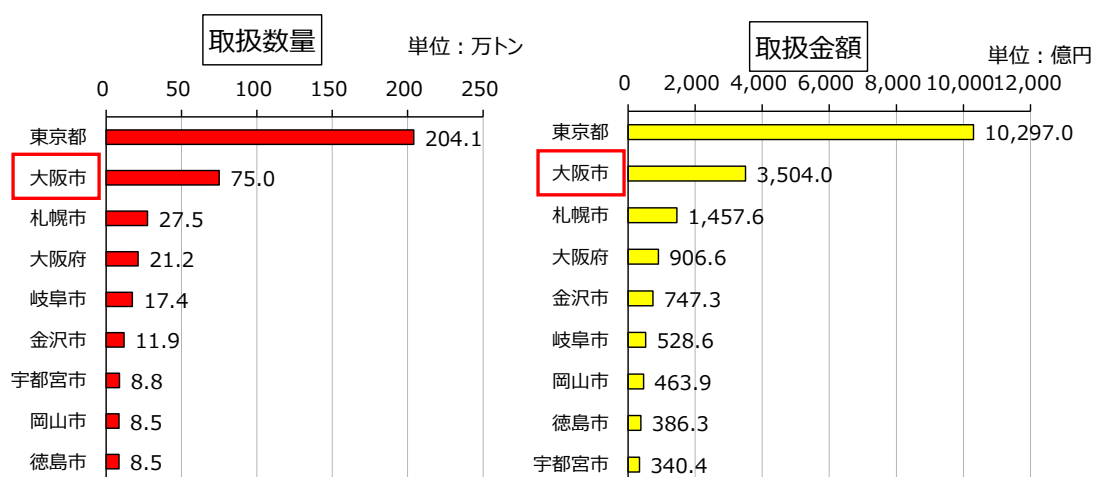
### 3 取扱数量・金額の動向

#### (1) 全国の中央卸売市場との取扱比較

令和7年7月時点で、全国には39都市64市場が開設されています。

大阪市中央卸売市場における取扱品目である青果・水産物の業務量の他都市比較では、東京都に次いで全国第2位です。

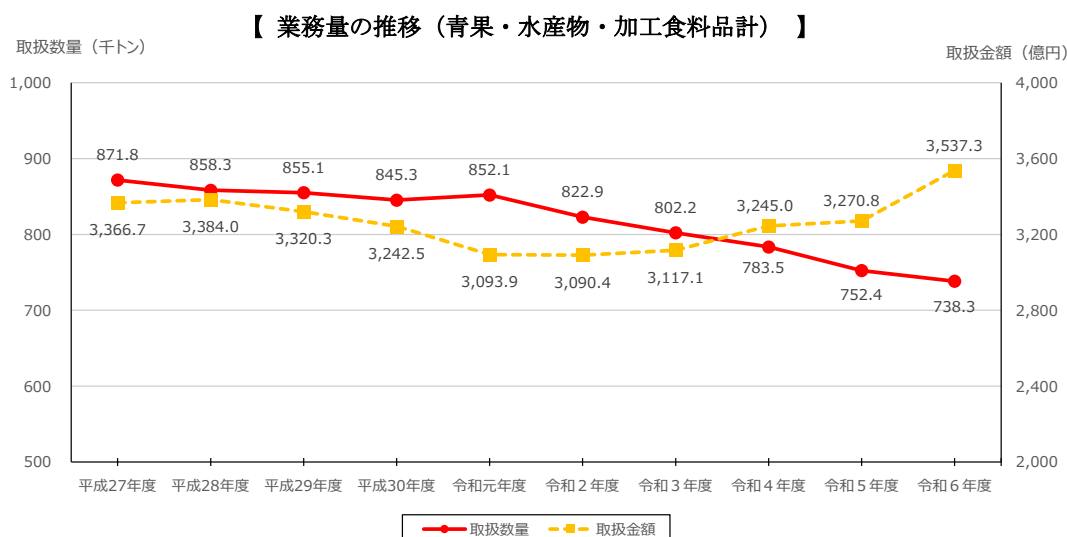
大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場であり、生鮮食料品の流通の核としての役割を果たしています。



※他都市のデータについては「令和5年度地方公営企業年鑑」より

#### (2) 取扱数量・金額の推移

大阪市中央卸売市場の業務量は、取扱数量についてはゆるやかに減少しているものの、取扱金額については単価高の影響により近年は増加傾向となっています。



## 第2 大阪市の目指す市場

### 1 国の卸売市場行政の動向

#### (1) 経過

中央卸売市場の開設根拠法である卸売市場法の前身となる中央卸売市場法は大正12年3月に公布され、生鮮食料品を中心とした生活必需品の安定供給、物価抑制を目的に生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ってきました。

戦後、高度経済成長や人口の増加、消費の拡大などに伴う生鮮食料品流通状況の変化を踏まえ、卸売市場整備の計画的推進や中央卸売市場における取引の適正化などを定め、地方卸売市場も対象とした卸売市場法が昭和46年4月に公布されました。

その後、産地の大型化など川上の変化や、量販店の増加、消費者ニーズの多様化をはじめとする川下の変化など卸売市場を取り巻く環境の変化に対応するため、平成11年には「せり入札原則」<sup>※1</sup>が廃止されました。

また、流通環境の変化などを踏まえ、生産サイド・消費サイド両面の期待に応えられる「安全・安心」で「効率的な」流通システムの確立が図られるよう、適正な品質管理の推進、取引規制の緩和、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、平成16年には「委託集荷原則」<sup>※2</sup>が廃止されました。

#### (2) 平成30年度の大改正

平成28年11月に内閣府規制改革推進会議農業ワーキング・グループより提言がなされました。

提言内容は、卸売市場を「食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなってきており、種々のタイプが存在する物流拠点の1つ」としたうえで、「現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する」もので、卸売市場関係者に大きな衝撃を与えるものでした。

この提言を受けて、「農業競争力強化プログラム」が政府により決定され、内閣府規制改革推進会議農業ワーキング・グループの提言から少し表現は柔らかくなったものの、「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」こととされ、卸売市場法の「抜本的見直し」がなされることになりました。

以降、卸売市場法の抜本的な改正の審議が進められ、平成30年6月に従来の83条

※1 卸売業者の販売方法は、一定の規格性を有し、その供給事情が比較的安定している物品等を除き、せり・入札取引に限定するという原則。

※2 卸売業者の集荷方法は、実需者と予め締結した契約に基づく取引で、事前に開設者の承認を受けた場合等を除き、委託集荷に限定するという原則。

からわずか 19 条へと大幅に簡素化された改正卸売市場法が公布され、令和 2 年 6 月に施行されました。

### 【 卸売市場制度の変遷 】

	主な内容
大正 12 年 (1923)	中央卸売市場法の公布 ⇒ 「米騒動」などの時代背景から、零細な生産者と困窮する消費者を保護するため、公的な枠組みを持った「市場流通」システムを構築し、各種取引に関する規制が定められた
昭和 46 年 (1971)	卸売市場法の公布 ⇒ 新しい生産・流通・消費の実態に即した整理が図られた
平成 11 年 (1999)	取引方法の改善の観点から、「せり入札原則」が廃止
平成 16 年 (2004)	規制の弾力化の観点から、「委託集荷原則」が廃止
平成 30 年 (2018)	卸売市場法の「抜本の見直し」 ⇒ 合理的理由のなくなった規制の廃止

### (3) 国によって示された中央卸売市場の重要性

改正卸売市場法の第 1 条には、「卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み」と明記されており、抜本の見直しがなされてもなお、その存在の重要性を認識しています。

また、平成 30 年 10 月には農林水産大臣が「卸売市場に関する基本方針」を定め、「卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要」、「卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される」と、卸売市場の位置付けが示されています。

## 2 大阪市としての対応

### (1) 国の動きを受けて

国における卸売市場法の改正を受けて、大阪市では平成 30 年 9 月から令和元年 12 月の間に 4 回の市場運営協議会<sup>※3</sup>（以降、運営協議会）を開催し対応を諮りました。

運営協議会において、今後も引き続き大阪市が開設者として中央卸売市場を開設していくことが確認されました。

その際に本市中央卸売市場は、大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場として、将来にわたって、その特性を踏まえて、生鮮食料品等を市民等消費者に安定的に供給できる市場を目指す方向性が確認されました。

また、運営協議会では、改正卸売市場法に定められた「共通の取引ルール」<sup>※4</sup>以外の「その他の取引ルール」<sup>※5</sup>の必要性について議論しながら業務条例の改正を進めていくこととなりました。

「その他の取引ルール」の必要性について議論するにあたって、まず取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者）への意見聴取を行いました。

その中で、本市市場が将来にわたって市民等消費者に生鮮食料品等を安定的に供給するという目的を果たし、市民の満足度を高めていくためには、多様化する食品流通構造の中で、市場取引の優位性を確保し、市場を活性化していく必要があるとの結論に至りました。

そのためには、卸売業者・仲卸業者の取引の自由度を高め、集荷力・販売力を強化するとともに、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応などにより市場の活性化をめざしていくために、「その他の取引ルール」のうち第三者販売の禁止<sup>※6</sup>、商物一致の原則<sup>※7</sup>、直荷引きの禁止<sup>※8</sup>は業務条例で定めないこととしました。

### (2) 条例改正と「中央卸売市場」の認定

令和元年 12 月の第 29 回運営協議会において、業務条例改正案が取りまとめられましたが、その内容は改正卸売市場法及び国の卸売市場に関する基本方針の趣旨を踏まえ、「市場の活性化」、「市民の利益」を柱としたものとなりました。

その後、令和 2 年 3 月に業務条例改正案が可決・成立し、6 月に施行されました。

改正業務条例の成立にあわせて、農林水産大臣に中央卸売市場の認定申請を行い、認定を受けました。

※3 市場の業務の運営等に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として設置されている。卸売業者、仲卸業者、学識経験者で構成される委員により、市場の業務の運営、業務条例の変更に関する事項等が調査審議される。

※4 特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とするもので、卸売市場が生鮮食料品等の公正な取引の場として遵守すべき法定の取引ルール。

※5 第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる取引ルール。

※6 卸売業者は、仲卸業者以外の者に対して卸売をしてはならないという取引規制。

※7 卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならないという取引規制。

※8 仲卸業者は、中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れてはならないという取引規制。

### 3 大阪市の役割

#### (1) 開設者の責務

改正業務条例は、市場の設置及び施設の管理について定めるとともに、改正卸売市場法に基づき本市が行う市場の業務の方法及び市場における業務に関し遵守すべき事項を定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図ることで、市場が公正な取引の場として市民等消費者に安定的に生鮮食料品を供給する重要な役割を果たし、もって市民等の生活の安定に資することを目的と定めています（業務条例第1条）。

その目的を果たすための開設者の責務として、

- ・適切かつ安定的に市場を運営すること
- ・市場における取引の活性化のための措置を講じること

に努めなければならないと定めるとともに（業務条例第7条第1項）、

- ・市場における取引の状況を把握すること
- ・公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導すること
- ・取引秩序が維持されるよう監督すること
- ・市場の業務運営に関し、取引参加者への差別的取扱いの禁止

についても開設者の責務として定めています（業務条例第7条第2項、第3項）。

また、大阪市中心卸売市場事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）では、経営の基本として、「中央卸売市場事業は、生鮮食料品等の流通の円滑化と価格形成の適正化を図り、公共の福祉を増進するとともに、事業の経済性を発揮するよう運営されなければならない」と定めています（設置条例第3条第1項）。

#### (2) 開設者の取組

開設者が業務条例上の責務を果たし、かつ、設置条例に定める経営の基本に沿った運営をするためには、「経営基盤の安定化」並びに「市場機能の維持・強化」を図る必要があります。

経営基盤の安定化については、中央卸売市場事業会計が、経営健全化計画完了後も依然として多額の累積欠損金を計上するなど厳しい状況にあることから、経営改善に向けた取組を行ってまいります。

市場機能の維持・強化については、市場の基本機能の強化に資する施設整備の推進、公正かつ安定的な業務運営及び市場の社会的役割の認知度を高める取組を行ってまいります。

一方で、卸売市場を取り巻く環境は、人口減少に伴う国内需要の減少、消費者ニーズの多様化、農水産物の生産・流通構造の変化など大きく変わってきています。このような状況の変化に対応し、将来にわたってその役割・機能を担えるような市場のあり方の検討も行ってまいります。

### 第3 開設者としてのこれからの取組

#### 1 市場の経営改善

大阪市中心卸売市場は、本場・東部市場において企業会計方式を導入し、中央卸売市場事業会計として「地方公営企業法」や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨を踏まえた公営企業として経営しています。

公営企業は、財貨またはサービスを市民等消費者に提供し、それに対する対価として料金を受け取り、自律的に再生産を続けていく活動体であり、この点に関して企業としての「経済性」を有している一方、地方公共団体によって経営されるものである以上、その本来の目的である「公共の福祉」の増進という見地に立って運営しています。

この「公営企業が経済性を発揮して能率的・合理的な運営を行い、最小の経費で最良のサービスを提供することこそ市民等消費者の福祉の向上に資するものである」という考え方が地方公営企業法における公営企業の経営の基本原則です。

公営企業においては、地方公共団体が施設整備における投資を行い、受益者である施設使用者からの料金収入として投資額を回収することとされています。

中央卸売市場事業会計では、大規模整備事業における投資において、企業債償還期間が減価償却期間より短期間であることから、償還金が各年度の減価償却費を大幅に上回り、多額の資金不足が構造的に発生します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、公営企業に対しては、経営状況の判断指標として資金不足比率が用いられ、企業会計ごとに算定された事業ごとの資金不足の比率の観点からのみの経営健全化基準が定められています。中央卸売市場事業会計の資金不足については、資本費平準化債の発行等により発生していません。

また、収益的収支の改善については、本場業務管理棟の入居促進などによる収入の確保や民間活力を最大限活用した業務の効率化による管理運営経費の削減により、収支改善に向けた取組を行います。

大阪市中心卸売市場は、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、引き続き、「収支における安定した単年度黒字化」と「資金不足比率を20%未満に抑制」することを目標とし、様々な収支改善策に取り組み、経営基盤の安定化を図っていきます。

## **(1) 収入の確保**

収入については、主たる事業収入である使用料が、市場流通の動向に影響される売上高割使用料や市場関係事業者等からの施設使用料であり、開設者の取組によるコントロールが難しいことから、収入確保の取組としては、これまで同様、開設者が主体的に取り組んでいる本場業務管理棟の入居促進や資産の有効活用を引き続き検討・実施します。

### **ア 本場業務管理棟の入居促進 【達成目標】 令和12年度までに80%**

本場業務管理棟については、令和4年度をピークに入居率は減少し、令和6年度決算では約70%となっていることから、各種の積極的な入居促進を図り、目標の入居率を目指し、施設使用料収入の確保に努めていきます。

具体的には、大阪市中心卸売市場ホームページなどによる入居者募集や、産地や市場内事業者と取引のある事業者などの市場関係先への営業活動を行っていきます。

### **イ 資産の有効活用**

市場の活性化に資するとともに、収入の確保を目的として、事業用資産の目的外使用許可や供用廃止が見込まれる施設等の有効活用の検討を行い、収入の確保に努めます。

## **(2) 経費の削減**

経費の削減については、民間活力を最大限活用しながら、業務の効率化を進めていくとともに、物件費等の支出の抑制の取組として、民間資金の導入や投資的経費の選択と集中を行います。

### **ア 業務の効率化**

業務の効率化においては、サービスの質の向上と行政運営の効率化をめざし、民間活力の活用を進めてきたところであり、今後も引き続き、管理運営経費の削減に取り組んでいきます。

### **イ 民間資金の導入**

- 業務管理棟北エリアの整備における官民の役割分担

本場業務管理棟北エリアには、開設者が基幹施設(買荷保管積込所)を整備し、使用者がその用途にあわせて保冷加工施設を設置しており、官民でその役割を分担することで、より効率的な施設の整備を図りました。

● 熱源機器等の更新における E S C O 事業の活用

本場及び東部市場では、過去 20 年以上にわたって運用してきた冷凍・冷蔵庫用の冷却塔設備や空調用の熱源設備等の老朽化が著しくなったため、熱源機器等の更新にあたって、E S C O 事業を導入しました。

E S C O 事業の導入により、省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分で賄っており、次の効果が得られています。

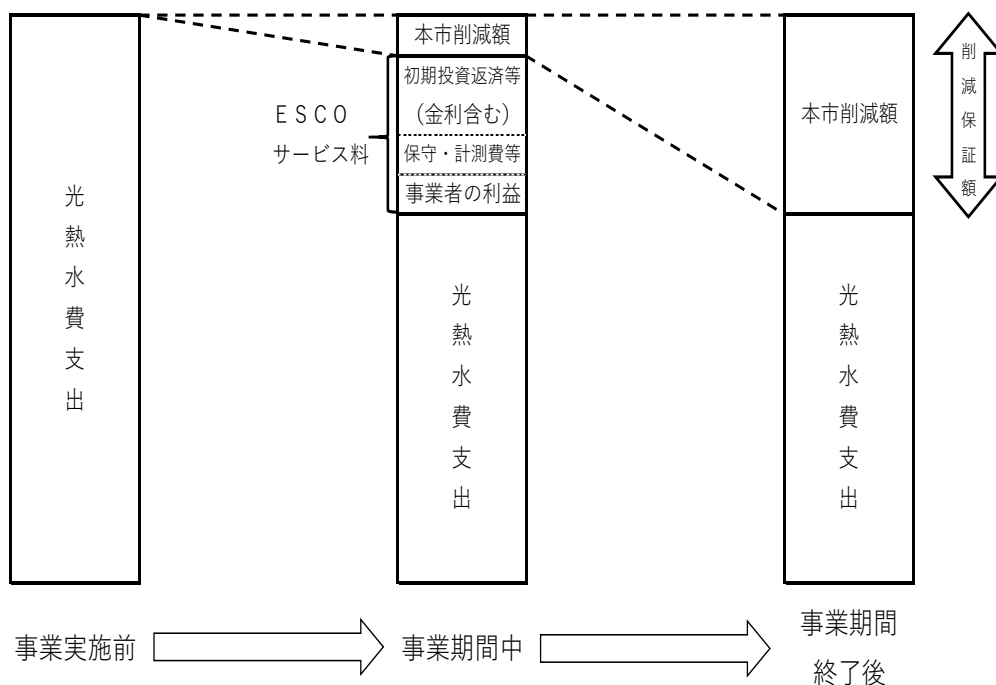
- 新たな財政負担を必要としない省エネルギー促進策
- 省エネルギー効果の保証
- 包括的サービス(省エネルギー診断に基づく改修計画を立案した後の施工、運転・維持管理など)の提供
- 省エネルギー効果の計測・検証

● (参考) E S C O 事業とは ●

既存設備の改修において、民間事業者が設計・施工、運転・維持管理などの包括的なサービスを提供し、その結果得られるエネルギー削減効果等を保証し、光熱水費の削減を図る事業。

既存設備の改修等に要する初期投資は、E S C O 事業者が資金調達を行うため、本市は財政負担を負わず、E S C O 事業者が保証した省エネルギー効果により実現した光熱水費の削減分より、初期投資分を含む省エネルギーサービスに対する報酬を支払うもの。

【 E S C O 事業のしくみ 】



事業期間 (本場 : 平成 30 年度～令和 14 年度、東部市場 : 令和元年度～令和 6 年度)

## ウ 投資的経費の選択と集中

大阪市では、公共施設の維持管理・更新について、公共施設マネジメント基本方針を策定し、施設の効率的な整備やストックの有効活用などによる「規模の最適化」、適切な点検・診断、計画的な修繕・更新などによる「予防保全による長寿命化」、省エネルギー化や民間活力の導入などによる「多様なコスト削減手法の導入」の3点を基本方針として適切な管理を実施していくこととしています。

中央卸売市場事業会計においても、その趣旨に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら、施設の安全確保・機能維持に努めていきます。

また、建設改良工事等の財源として企業債を発行していますが、財政負担の軽減の一環として、資金状況などを注視しながら柔軟に対応することで、企業債発行を抑制し、支払利息の削減を図ります。

### (3) 職員の意識醸成 【達成目標】 備用品費を令和6年度決算から5%削減

多額の未処理欠損金があることや令和6年度決算では赤字を計上したこと、また今後も厳しい収支状況が見込まれることなどから、職員一人ひとりが今まで以上にコスト意識を持って業務に取り組むことが必要です。そのために、以下の取組を実施します。

- ・中央卸売市場事業会計の収支に関する情報について、積極的に発信して職員間で共有する。
- ・委託料など、多額の費用が掛かっている経費について、前例踏襲することなく必要性の精査を詳細に行う。
- ・備用品費について、令和6年度決算から5%削減することを目標として職員一丸となって、費用の削減に取り組む。
- ・不要な照明や空調は電源を切るなど、省エネルギーの取組を徹底し、経費削減を図る。

## 2 市場の基本機能の強化

### (1) 品質管理及び衛生管理の高度化

中央卸売市場における品質管理及び衛生管理に対する生産者や実需者のニーズは、食の安全・安心への意識の高まりとともに向上しています。

こうしたニーズに応えていくためにも、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に努めています。

- 業務管理棟北エリアの整備事業

本場において、全体的に不足している屋根付き荷捌き所の整備を行うことにより、現在課題となっている場内の車両の滞留、交通動線の阻害、場内動線の輻輳を解消し、物流の効率化を図るとともに、量販店等からのコールドチェーンや加工パック詰めなどのニーズに対応できる保冷库や加工場などの機能を有する「買荷保管積込所」を設置しました。

(事業実施年度) 平成 30 年度～令和 4 年度



【 買荷保管積込所 】

## (2) 老朽化施設・設備の更新、長寿命化等

生鮮食料品の安定供給を行う流通の拠点施設としての機能を維持継続させていくため、老朽化する施設等については計画的な改修を実施しています。

本場では平成元年から平成17年にかけて大規模整備事業を、東部市場では平成19年から平成24年にかけて再整備事業を実施していますが、整備の対象ではなかった古い施設や整備後に耐用年数を迎える設備もあることから、老朽化への対応を進めていきます。

大阪市では、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」として、平成27年12月に平成27年度から令和6年度までを計画期間とした第1期計画を策定、令和7年3月に令和7年度から令和16年度までを計画期間とした第2期計画を策定しており、公共施設の維持管理・更新等にあたっては、施設の効率的な整備やストックの有効活用等による「規模の最適化」、適切な点検・診断、計画的な修繕・更新等による「予防保全による長寿命化」、省エネルギーや民間活力の導入等による「多様なコスト削減手法の導入」の3点を基本方針として取り組むこととしています。

この基本方針の趣旨に基づき、市設建築物の管理に関する基本的な考え方として、長寿命化の推進においては、点検等による現状把握、予防保全の強化、施設の安全確保を実施し、予防保全型の維持管理を推進し、施設を最大限長く活用していきます。

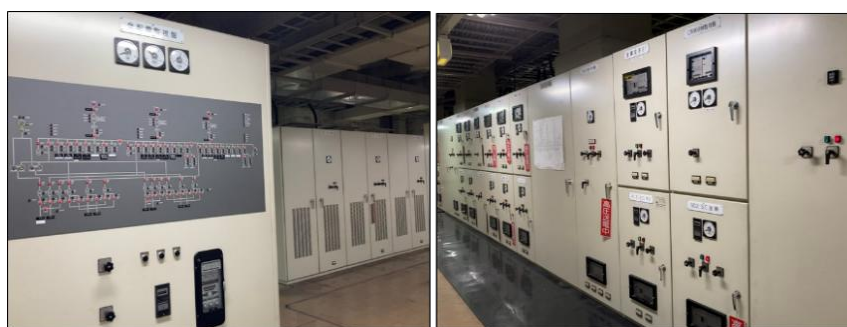
### 【 施設の概要 】

施設等名称	工期	工事等概要
<b>本場</b>		
市場開場	昭和6年11月	
拡張建設工事	昭和47年11月～昭和49年12月	果実・加工食料品売場(市場西棟)を建設
建替え整備	平成元年9月～平成17年3月	業務管理棟、市場東棟、関連棟を建設
<b>東部市場</b>		
市場開場	昭和39年11月	
拡張建設工事	昭和51年12月～昭和52年12月	加工食料品売場(第3売場)を建設
改築工事	昭和53年5月～昭和56年3月	仲卸売場棟の全面改築工事
再整備	平成19年7月～平成24年3月	卸売場棟、関連棟、冷蔵庫棟を建設

## ア 老朽化設備の更新

市場運営を停止させることなく、市場機能を持続的に発揮していくためには、市場機能を支える設備の安定的な稼働が求められることから、必要性和優先順位を精査しながら老朽化設備の更新を実施します。

- 市場の基幹的機能維持のための設備等の改善
  - 給排水関係（給排水管等）
  - 空調・低温設備関係（熱源・空調・製氷・低温設備、自動制御等）
  - 特高・高圧電気設備、非常用発電設備、直流電源設備等
  - その他（消防設備、情報・通信等弱電設備、その他）



【 受変電設備 】

- 衛生環境の改善
  - 塵芥処理設備等  
（ごみドラム、スクリーン装置、  
発泡スチロール処理装置など）



【 ごみドラム 】

- 作業・物流動線改善
  - 昇降設備（乗用・荷物用EV、ゴンドラ等）
  - 舗装等
  - その他



【 正面通路（路面舗装） 】

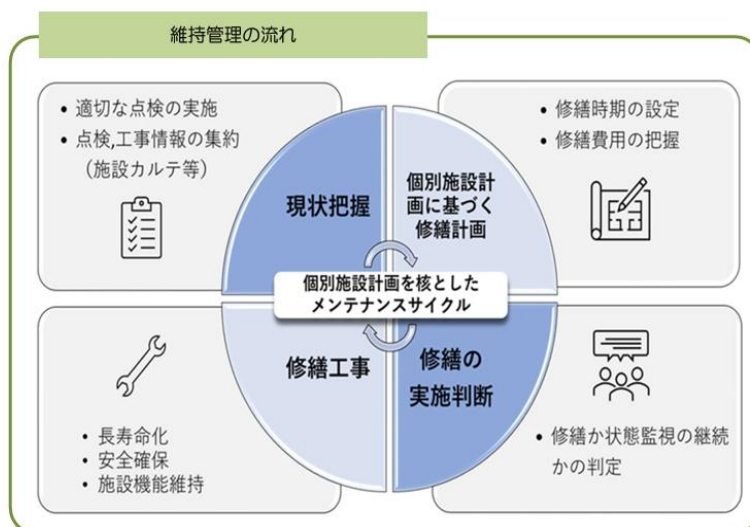
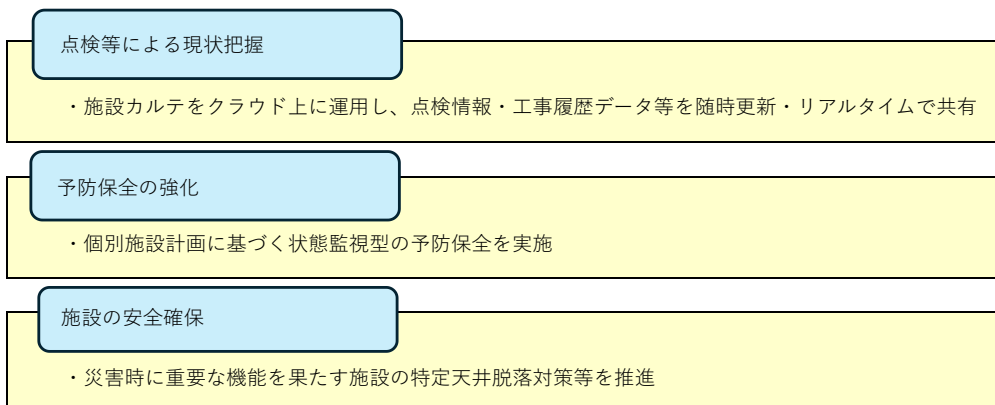
## イ 長寿命化の推進

大阪市では、コスト縮減の観点に加えて、建て替え工事に伴う温室効果ガス・廃棄物の抑制等、環境負荷の低減を始めとした社会的な要請の変化に対応する観点からも、施設の長寿命化を進めており、本場、東部市場においても、前記観点から施設の長寿命化を実施していきます。

長寿命化にあたっては、適切な点検に基づき、確実に修繕・更新を実施することが必要となります。このため、各種点検による外壁・屋上や設備機器等の各部位の現状把握の更なる強化を図るため、施設カルテ等を作成し、適切な維持管理に向けて活用しています。また、長期的なコストの縮減・平準化の観点から、各部位において修繕・更新が必要となる時期やその工事に要する費用をあらかじめ把握するために策定した個別施設計画等における修繕・更新計画に基づき、施設の特性に応じた予防保全の取組を推進しています。

### 【長寿命化の推進】

予防保全型の維持管理を推進し、施設をできるだけ長く活用する



## ウ 本場西棟

本場西棟については、昭和 49 年の稼働以降、50 年以上にわたり供用してきており、令和 6 年に建築後 50 年を迎えたことから、施設の老朽化等の状況を的確に把握しつつ、耐震・環境性能等の社会的要求水準や建物の構造躯体の物理的な耐用年数等も考慮しながら、施設の使用延長を進めていきます。

### ● 施設概要

建物及び用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S 造（一部 SRC 造）、昭和 49 年建造、地上 5 階建て、延べ 58,113.60 m<sup>2</sup></li> <li>・ 1、2 階 : 卸売場、仲卸売場（果実）</li> <li>・ 3、4 階 : 仲卸売場（乾物・漬物）、事務所</li> <li>・ 5 階、屋上 : 駐車場</li> </ul>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気設備</li> <li>・ 給排水設備</li> <li>・ 消防設備</li> <li>・ 照明・動力電気設備</li> <li>・ 集中冷暖房設備</li> </ul>
安 全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断：平成 10 年実施済  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{構造耐震指標 } I_s = 0.76 \\ \text{※}I_s \text{ 値、} 0.6 \text{ 以上で問題なし} \end{array} \right]</math> </li> <li>・ 法定点検：建築基準法 12 条点検 令和 4 年度実施済み</li> </ul>

### ● 利用状況（令和 7 年 12 月現在）

利 用 者	卸 売 会 社	乾物 : 1 者
	仲 卸 会 社	果実 : 36 者
		漬物 : 2 者 乾物 : 1 者
関 連 事 業 者	食料品販売業 : 3 者 飲食業 : 2 者 物品販売業 : 3 者 加工業 : 1 者 他	

- 本場西棟の今後について

本場西棟は、果実等の生鮮食料品を取扱う重要な機能を果たす施設であり、取引や流通などの機能を停止させることが出来ないため、施設を使用継続する前提でアスベスト対策工事を実施しています。

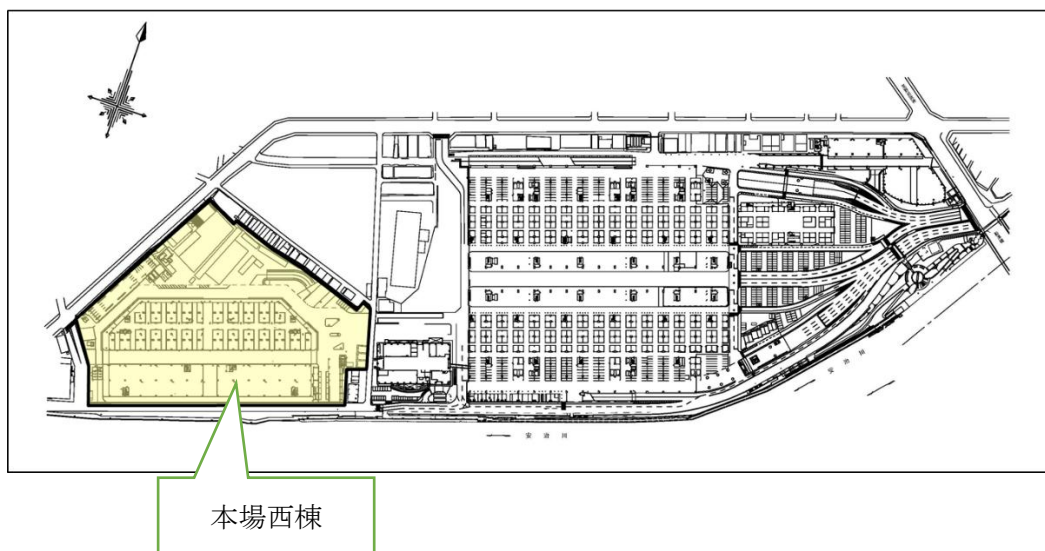
今後は、日々の点検及び定期点検により、建物および各種設備の劣化状況等を把握し、可能な限り部分的な改修・修繕を実施することで、施設設備の機能を維持しながら使用を継続していきます。

なお、本場西棟の機能維持については、大阪市中心卸売市場のあり方の検討と連動して議論を進めていくこととしています。



【 本場西棟 】

大阪市中心卸売市場 本場平面図



## エ 東部市場加工食料品売場棟

東部市場加工食料品売場棟については、昭和 52 年の稼働以降、48 年以上にわたり供用してきており、近年老朽化が激しく、また、吹付けアスベストの施工が確認されています。

長寿命化を行うには、建物の構造躯体の点検・診断調査を行う必要があります、そのためにはアスベスト含有仕上げ材を撤去しなければならず、多額の経費を要することから、令和 9 年 3 月末での供用廃止を決定しました。今後は、供用廃止後の資産の有効活用の検討を進めていきます。

### ● 施設概要

建物及び用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SRC 造、昭和 52 年建造、地上 5 階建て、 延べ 26,617.12 m<sup>2</sup></li> <li>・ 1、2 階 : 関連事業者営業所、事務所、倉庫</li> <li>・ 3、4、5 階、屋上 : 駐車場</li> </ul>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気設備</li> <li>・ 給排水設備</li> <li>・ 消防設備</li> <li>・ 照明・動力電気設備</li> </ul>
安 全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断：平成 10 年実施済  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">           構造耐震指標 <math>I_s = 0.83</math>            ※<math>I_s</math> 値、0.6 以上で問題なし         </div> </li> <li>・ 法定点検：建築基準法 12 条点検 令和 4 年度実施済み</li> </ul>

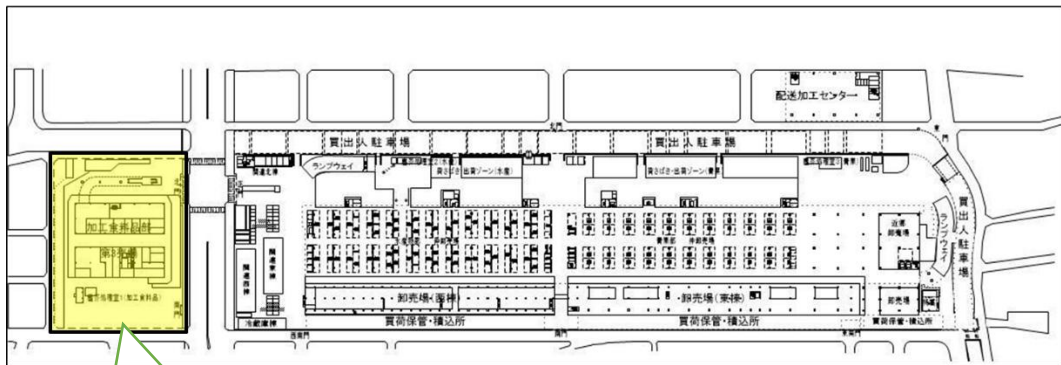
### ● 利用状況（令和 7 年 12 月現在）

利 用 者	関連事業者	食料品販売業 : 4 者 物品販売業 : 1 者
-------	-------	-----------------------------



【 加工食料品売場棟 】

大阪市中央卸売市場 東部市場平面図



加工食料品売場棟

### **(3) 市場内事業者に対する指導監督等**

大阪市は、開設者として、市場の適正かつ健全な運営を図ることにより、公正な取引の場として安定的に生鮮食料品等を供給する市場の重要な機能を確保し、市民等の生活の安定に資する目的を達成する必要があります。

そこで、大阪市は、市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう市場内事業者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督しています。

具体的には、大阪市は、業務条例で定める取引ルール等を遵守させるため、市場内事業者に対し、指導及び助言、是正の求め等の措置を講じています。

#### **ア 卸売業者に対する指導監督**

卸売業者は、多品種・大量の生鮮食料品を安定的に集荷することが重要であり、そのためには生産地等の出荷者から信頼されるだけの経営の安定が必要となります。

そこで、大阪市は、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認するとともに、卸売業者の業務や財産の状況について検査を行います。

#### **イ 仲卸業者に対する指導監督及び支援**

【達成目標】 経営相談・専門相談員派遣 年2件

仲卸業者は、市場で卸売を受けた生鮮食料品を、小売店等の販売先へ適切に分荷することが重要であり、そのためには卸売業者から信頼されるだけの経営の安定が必要となります。

そこで、大阪市は、仲卸業者の事業報告書等を通じて仲卸業者の財務の状況を定期的に確認するとともに、仲卸業者に対する財務検査を実施し、経営状況の評価を行い、経営状況の悪化した仲卸業者に対しては今後の経営改善に向けた指導・助言を行います。

また、仲卸業者の活性化や経営体質の強化を図るため、中小企業診断士等の専門家による経営相談や経営セミナーを実施しています。

### **(4) 市場機能に関する情報発信**

大阪市は、市民等消費者からより一層信頼される市場を目指し、安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給している市場の役割や機能について市民等消費者の理解を深めるとともに、市場を通じて市民等消費者へ供給される生鮮食料品の普及を促進する必要があります。

そこで、大阪市では、開設者として、市民等消費者へ中央卸売市場の役割や機能、食の大切さについて情報発信を行っています。

## ア 市場の役割・機能の普及啓発事業

市場をより一層信頼していただくために、市民等消費者に市場の役割や機能を知ってもらい、市場への関心を高めていただけるよう、市民等消費者と市場との交流を深める機会を通じて、市場の役割や機能を伝える事業を実施しています。

## イ 食育事業

生鮮食料品の消費拡大へつなげるために、市民等消費者に食の大切さ、大事さを知ってもらい、生鮮食料品への関心を高めていただけるよう、食育を推進する事業を実施しています。

2つの事業については複合的に実施します。

- 「市場体験ツアー」（見学）の実施 【達成目標】年50回

市民等の一般消費者に、市場で全国から集まる生鮮食料品が取引される現場を体感し、また食材の見分け方を実体験していただくことで、大阪市中央卸売市場の役割や機能とその必要性等について理解を深めていただいています。



【 模擬せりの実演の様子 】

- 「料理教室」の実施 【達成目標】年18回

市民等の一般消費者に、大阪市中央卸売市場に入荷する安全・安心かつ多種多様な生鮮食料品を食材とした料理教室に参加していただくことで、生鮮食料品の大切さについて理解を深めていただいています。



【市場関係者の指導を受けながら調理にチャレンジする参加者】

- 生鮮食料品に関する情報の公表

【達成目標】ホームページのアクセス数 年10万回

大阪市中央卸売市場で取り扱われる多種多様な生鮮食料品に関する情報（食材の紹介・見分け方・調理レシピなど）をホームページに公表し、生鮮食料品の普及に努めています。



【生鮮食料品（野菜・果実）約160種を掲載】

- 「市場まつり」の実施 【達成目標】5年ごとに開催

大阪市中央卸売市場では、普段は大量の車両が行き交うことや衛生面の保持のため市場関係者以外の方の入場を禁じていますが、周年記念事業に際しては一部開放を行い、市民等の一般消費者に、市場施設の様子を体感し、また、各種イベントに参加していただくことで、大阪市中央卸売市場の役割や機能とその必要性等について理解を深めていただいています。また生鮮食料品の即売会を通して、生鮮食料品の普及にも努めています。



【 生鮮食料品の即売会の様子 】

- X (エックス) による情報発信 【達成目標】年48回

市民等の一般消費者などへ、季節の野菜・果物のトップセールス・販売セミナーや、初セリの様子、旬の食材を使用したレシピの掲載、料理教室の様子や市場まつりの様子について情報発信しています。発信した情報を通じて、大阪市中央卸売市場の役割や機能について理解を深めていただくとともに、生鮮食料品の普及に努めています。



【 産地トップセールスの紹介 】

## 第4 今後の収支見通し

### 1 現状認識

流通環境の変化や少子高齢化に伴う消費の減少などの影響を受けて、市場内事業者の経営状況は厳しく、廃業等がみられることから、中央卸売市場事業会計収支における施設使用料等の収入は、減少傾向が続いています。

費用については、材料費や労務単価の上昇、電気料金の高騰など増加傾向でしたが、委託業務における仕様の精査など、これまでできる限りの費用削減に取り組んできました。

このような環境のもと、本市としては平成27年度に策定した収支見込に基づく取組みを推進し、令和11年度の単年度黒字化を目指しているところでありますが、令和元年度から令和5年度決算においては黒字を計上したところです。

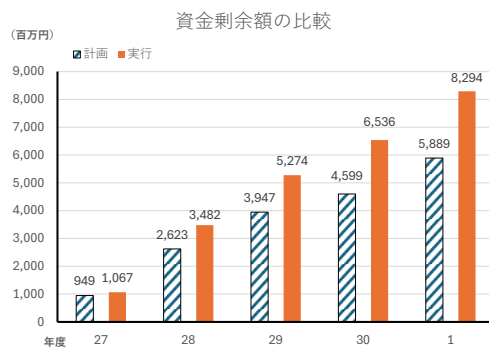
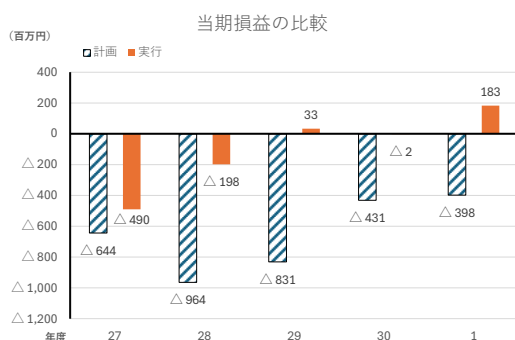
しかしながら、依然として、企業債利息の支払い及び減価償却費の負担に加えて、労務単価の上昇や電気料金の先行きが不透明である状況、さらに、本場西棟におけるアスベスト対策工事の影響等により厳しい収支状況が見込まれています。

今後もこの収支シミュレーションに基づき、着実に収支改善の取組みを進めていきます。

### 2 平成28年3月公表の収支見込の振り返り

平成27年度決算において経営健全化基準を達成して以降の中央卸売市場事業会計収支については、経費削減努力を進めてきた結果、当期損失、資金不足額ともに、前回策定の収支見込の計画より改善しています。

公営企業としての経営健全化基準となる資金不足比率の指標においても、経営健全化基準達成後は、資金不足に陥ることなく、資金剰余を維持しています。



## **(1) 民間活力の活用による経費の削減**

### **ア 民間活力の活用（業務委託の拡充、指定管理者制度の導入検討）**

民間活力の活用については、指定管理者制度の導入に向けた調査・検討を進めてきました。しかしながら、全国的に中央卸売市場における制度導入は一般的な状況ではなく、既に制度が導入されている大阪府中央卸売市場においても府市場の特性により実現されていると現段階では考えられており、大阪市においては、指定管理者制度の導入は撤退リスク等を理由に平成26年に市会で否決されています。

その後も先行事例調査や企業ヒアリング等、民間事業者が担い手となる手法について検討や調整を行ってきましたが、受託しうる事業者を見出しがたい状況であり、公募によっても市場競争性は生じない状況にあります。

その一方で、この間、委託範囲の拡大等による管理運営経費の大幅な削減に取り組んできたところであり、この業務の見直しによる効果は、指定管理者制度を導入した場合に想定していた効果額と同等の成果を積み上げてきています。

### **イ 官民の役割分担による施設機能の充実**

卸売市場の機能・役割に対する生産者や実需者のニーズは、取扱物品の品質管理の高度化、加工処理等の付加機能の充実など、近年ますます多様化しています。

こうしたニーズに対応するためには、低温管理などのコールドチェーンの確立等が必要であり、施設整備にあたっては、建屋を開設者である本市が設置し、付帯施設については、その用途にあわせて使用者が設置するなど官民で役割分担を行うことで有効な施設の整備を図るとともに、費用の削減にも努めています。

## **(2) 企業債残高の削減**

中央卸売市場事業会計では、資本費の財源として企業債を発行しています。

企業債の発行は、後年度に利息の支払いが発生し、収支悪化の要素ともなるため、その抑制が必要であることから、補助金等の外部資金を活用するとともに、資本費平準化債の計画的な発行を行っています。

### **ア 補助金等の外部資金の活用**

市場施設の整備並びに管理運営に関する取組、公平公正な取引を確保するための取組を行っていますが、その財源として中央卸売市場事業会計では、施設の使用からの使用料収入及び一般会計からの繰入金によって賄っています。

市場の施設・設備の整備において、国等がその政策目標を達成するために設けている補助金等の制度を利用することで、社会的目標を達成するとともに、事業費の財源としての活用も積極的に図ってきました。

(直近5ヵ年の活用状況)

- ・強い農業づくり交付金
- ・発泡スチロール処理設備改修工事助成金
- ・社会資本整備事業補助金

## イ 資本費平準化債の発行

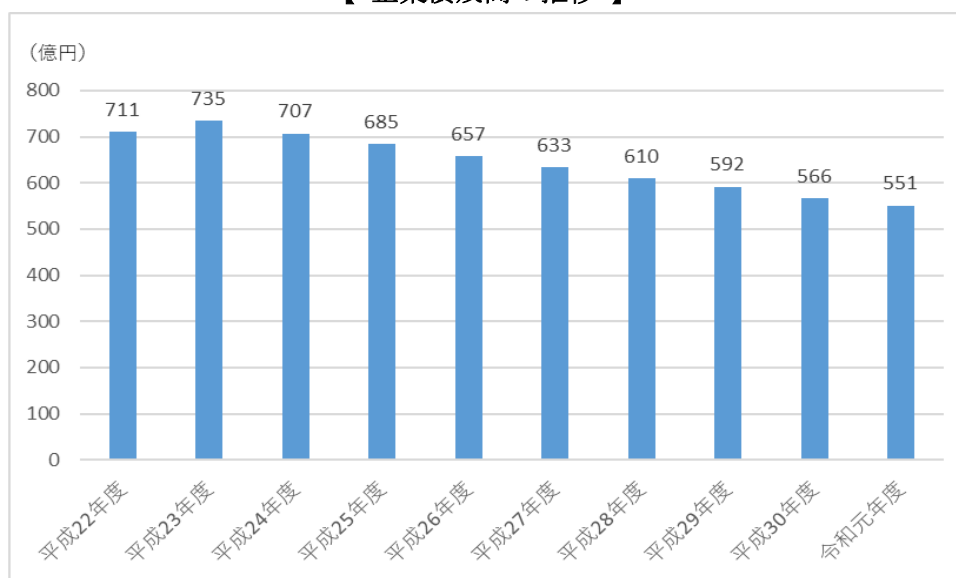
平成元年から始まった本場の施設整備（工事費約1,220億円）の財源として、約890億円を起債によって充当しています。

その後、企業債償還期間と減価償却期間の乖離によって生じる資金不足に対応するため資本費平準化債を活用していますが、資本費平準化債の発行により新たに支払利息の負担が発生するため、発行にあたっては今後の資金収支を注視しながら進めています。

## ウ 企業債残高の削減

建設改良費の財源となる企業債については、本場の大規模整備にかかる償還が順次終了していることや、施設・設備等の改良や更新において、安全性を確保しながら可能な限りの延命化を推進し、優先順位等を精査することにより新規の発行額を抑制していることから、企業債残高が減少しています。

【 企業債残高の推移 】



### 3 「経営計画」の中間振り返り

- ・目標①「収支における安定した単年度黒字化」について

計画期間の前半には、計画策定時には想定できなかった令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市場内事業者に対する施設使用料の減免措置や令和4年度の原油価格高騰による電気使用料の大幅な増嵩が収支悪化の要因として、中央卸売市場事業会計に大きな影響を与えました。

しかしながら、減価償却費や支払利息の減等により費用が減少したことなどから、令和元年度に黒字となって以降、令和5年度まで5年連続で黒字を計上しました。

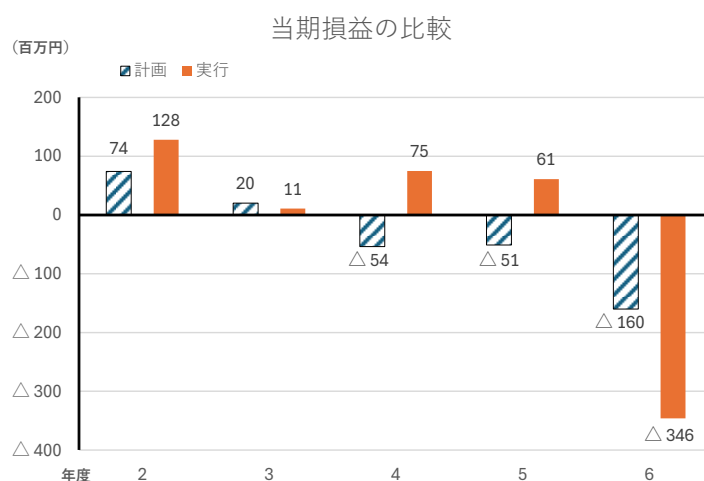
ところが、令和6年度は、本場西棟アスベスト対策工事の影響や労務単価の上昇による委託料の増などにより赤字となり、経営計画当初に作成した収支シミュレーションよりも収支状況が悪化しました。

このような厳しい収支状況から、収入の確保や支出の抑制といった収支改善策は中央卸売市場事業会計にとって重要な課題となっています。

これまで収入確保の取組として、業務管理棟の入居促進を図るため、大阪中央卸売市場ホームページによる入居者募集などを実施してきたところですが、さらなる取組として、産地や市場内事業者と取引のある事業者などの市場関係者への営業活動を行っています。その他、本場業務管理棟のエレベーター広告枠設置や来客用駐車場の目的外使用許可など新たな収入確保の取組も始めました。

一方、支出抑制の取組として、これまでも経費の抑制に努めてきましたが、新たに備用品費の削減目標を設定して職員一人ひとりのコスト意識を高めることで経営に対する職員の意識を醸成し、さらなる経費削減につなげていきます。また、資金状況を注視しながら企業債の発行抑制による支払利息の削減に努めていきます。

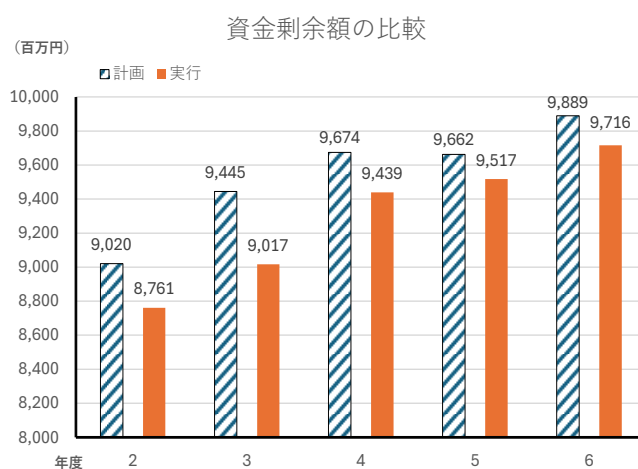
これらの収支改善策を着実に実施することで、収支シミュレーションを上回る収支の実現を目指していきます。



・目標②「資金不足比率を20%未満に抑制」について

資本費平準化債の活用や令和元年度から令和5年度までの黒字などの影響により資金が増加したことなどから、資金剰余となり資金不足比率は発生しなかったため、目標を達成しています。

しかしながら、今後は、本場西棟アスベスト対策工事や東部市場加工食料品売場棟解体撤去工事の実施に伴い、令和10年度に資金不足が生じる見込みです。資金不足比率は20%未満にとどまっていますが、資金剰余となるよう、引き続き健全な市場運営に努めていきます。



## 4 収支シミュレーションの前提条件及び内容

### <収益的収支>

営業収益	
売上高割使用料	○取扱金額については、青果は過去10年間、水産・加工食品は過去5年間の変動率等を踏まえ見込む
施設使用料	○施設用途ごとに過去5年間の傾向をもとに算出した変動率を乗ずる ○本場業務管理棟は令和12年度に入居率80%を目標として見込む
雑収益	○令和8年度予算をもとに見込む 電気維持料：使用量の増減をもとに算出 上下水道維持料：使用量の増減をもとに算出
営業外収益	
受取利息及び配当金	○令和8年度予算をもとに令和6年度決算までの実績を加味して見込む
一般会計補助金	○経営計画（令和7年度改訂版）の収益的支出見込みをもとに、現行の算出方法で見込む
長期前受金戻入	○補助金を財源として建設した既施設について、減価償却に応じて収益化 ○補助金を財源とした建設改良工事は見込んでいないため、新規発生は見込まない
雑収益等	○令和8年度予算をもとに令和6年度決算までの実績を加味して見込む ○行政財産目的外使用料等による収入を見込む
特別利益	
特別利益	○固定資産売却益等は発生しないと見込む
営業費用	
人件費	○令和8年度予算をもとに令和6年度決算までの実績を加味して見込む ○業務委託拡大による職員数の減を見込む
物件費	○令和8年度予算をもとに令和6年度決算までの実績を加味して、各年度における個別事情による増加及び現状の社会情勢を踏まえて見込む ○備用品費は令和6年度決算から5%削減を見込む ○本場西棟アスベスト対策工事については、令和8年度予算をもとに見込む
減価償却費	○耐用年数に応じた償却を計上 既存施設等：償還計画どおり 新規施設等：令和8年度予算（施設整備計画）による建設改良費の改修計画を反映
資産減耗費	○令和8年度予算の建設改良費の改修計画に応じた資産減耗費を計上
営業外費用	
支払利息及び企業債取扱諸費	○企業債利息 既借入分：償還計画どおり 新規借入分：企業債発行計画を反映 （利率2.8%：財政局『今後の財政収支概算（粗い試算）令和8（2026）年2月版』より） ○企業債手数料及び取扱諸費 令和8年度予算をもとに令和6年度決算までの実績を加味して見込む ○一時借入金利息 計上しない
繰延勘定償却	○企業債発行差金 償却計画どおり見込む
雑支出	○令和8年度予算をもとに令和6年度決算までの実績を加味して見込む
特別損失	
特別損失	○令和10年度に東部市場加工食品売場棟の解体撤去費を見込む

## <資本的収支>

資本的収入	
企業債	○建設改良費に連動 建設改良債：令和8年度予算（施設整備計画）を反映（企業債発行抑制を見込む） 資本費平準化債：計画上の減価償却費と企業債償還金の差額を発行（国の補助金等での充当分を除く）
国・府補助金	○補助金（強い農業づくり交付金（農林水産省）等）を財源とした大規模整備は実施しない
一般会計出資金	○企業債償還金に連動 企業債償還計画をもとに現行の算出方法で見込む
資本的支出	
建設改良費	○令和8年度予算（施設整備計画）をもとに見込む
企業債償還金	○既借入分は償還計画、新規借入分は企業債借入計画を反映（民間債を想定、借換を含む30年償還）

### ● <収支シミュレーションの前提条件の主なポイント> ●

- 令和8年度予算をもとに、令和6年度決算までの実績等を加味して、収支シミュレーションを作成する。
- 売上高割使用料は市場における取扱金額に連動するため、過去の実績推移等を踏まえ見込む。
- 本場業務管理棟の施設使用料は、令和12年度に入居率80%を目標として見込む。
- 収益的支出については、市場の運営、機能の維持管理に必要とする事業費を実績から算出し、現状の社会情勢が今後も継続することを想定して見込む。
- 企業債発行の抑制等、収支改善策を織り込んだ見込とする。
- 建設改良費は令和8年度予算の投資計画をもとに見込む。

## 5 中央卸売市場事業会計収支シミュレーション

### 【収益的収支】

(単位：百万円、税抜)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益	7,021	6,931	7,658	7,245	7,338	7,318	7,338	7,357	7,456	7,460	7,453
営業収益	5,704	5,629	6,398	6,020	6,068	6,038	6,055	6,157	6,221	6,261	6,302
売上高割使用料	769	775	807	814	879	840	839	856	873	891	910
施設使用料	3,859	3,767	4,032	3,879	3,802	3,794	3,746	3,831	3,877	3,899	3,922
雑収益	1,076	1,086	1,559	1,327	1,387	1,404	1,471	1,471	1,471	1,471	1,471
営業外収益	1,318	1,303	1,260	1,225	1,270	1,280	1,283	1,199	1,235	1,199	1,151
一般会計補助金	592	576	530	515	525	548	635	574	642	569	571
長期前受金戻入	713	699	685	672	692	662	630	612	580	563	512
雑収益等	13	28	45	38	53	69	18	13	13	67	67
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
費 用	6,893	6,921	7,583	7,184	7,684	8,584	8,932	8,116	11,266	7,397	7,286
営業費用	6,334	6,354	7,156	6,798	7,250	8,198	8,490	7,612	7,051	6,845	6,714
人件費	721	663	687	687	664	695	757	724	705	724	739
物件費	2,489	2,488	3,296	2,909	3,313	4,304	4,713	3,912	3,516	3,286	3,331
減価償却費	3,098	3,151	3,129	3,170	3,159	3,180	2,974	2,894	2,740	2,750	2,595
資産減耗費	25	52	45	32	115	19	46	82	90	85	49
営業外費用	560	496	427	386	434	386	442	504	510	552	571
支払利息及び企業 債取扱諸費	559	495	426	385	357	386	441	504	510	552	571
繰延勘定償却	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
雑支出	0	0	0	0	77	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	70	0	0	0	0	0	0	3,705	0	0
経常損益	128	81	75	61	△346	△1,266	△1,594	△759	△106	63	167
当期純損益	128	11	75	61	△346	△1,266	△1,594	△759	△3,810	63	167
繰越利益剰余金 (△累積欠損金)	△35,001	△34,991	△34,915	△34,854	△35,201	△36,460	△38,054	△38,813	△42,624	△42,561	△42,394

※ 項目別四捨五入のため合計と合致しないことがある。

※ 令和2年度から6年度は決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は予算額。

【資本的収支】

(単位：百万円、税込)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
資本的収入	2,577	2,404	2,574	1,246	2,515	2,898	4,059	2,188	2,440	3,121	1,148
企業債	1,397	1,387	1,674	642	2,042	2,273	3,470	1,886	1,975	3,041	1,148
建設改良債	564	830	1,382	642	2,042	2,273	3,470	1,886	1,975	1,880	1,005
資本費平準化債	833	557	292	0	0	0	0	0	0	1,161	143
国・府補助金	1	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
一般会計出資金	1,180	1,017	900	604	462	625	589	302	465	80	0
資本的支出	4,494	4,662	4,997	3,835	4,869	5,648	6,904	5,587	6,402	6,168	3,411
建設改良費	568	832	1,384	694	2,228	2,273	3,470	1,886	1,975	1,880	1,080
企業債償還金	3,926	3,831	3,612	3,141	2,640	3,375	3,434	3,701	4,427	4,288	2,331
建設改良債	3,047	2,864	2,630	2,030	1,654	1,891	1,917	1,443	1,847	2,276	768
資本費平準化債	879	967	982	1,111	986	1,484	1,517	2,258	2,580	2,012	1,563
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支不足額	1,917	2,258	2,423	2,589	2,353	2,750	2,844	3,399	3,963	3,047	2,262
補てん財源	1,917	2,258	2,423	2,589	2,353	2,750	2,844	3,399	3,963	3,047	2,262
損益勘定留保資金	1,865	2,183	2,297	2,526	2,151	2,543	2,529	3,228	3,783	2,876	2,164
資本的収支調整額	51	75	126	63	203	207	315	171	180	171	98
資金剰余額 (△資金不足額)	8,761	9,017	9,439	9,517	9,716	8,486	6,715	5,130	△101	△642	△533
資金不足比率(%)	△153.6	△160.1	△147.5	△158.0	△160.1	△140.5	△110.8	△83.3	1.6	10.2	8.4
企業債残高	52,557	50,114	48,175	45,676	45,078	43,976	44,012	42,197	39,745	38,498	37,315

※ 項目別四捨五入のため合計と合致しないことがある。

※ 令和2年度から6年度は決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は予算額。



美 味 し い も の  
美 味 し い 時 に



大阪市中心卸売市場経営計画 2021

【令和7年度改訂版】

令和8年3月

大阪市中心卸売市場